業務管理体制の整備に関する事項の 届出について

川崎市健康福祉局 障害保健福祉部障害計画課

業務管理体制の整備とは

不正事案の発生防止を目的とし、事業運営の適正化 を図るための体制の整備を求めるものです。具体的に は以下のとおりです。

「法令順守責任者」を定める

- 事業所等職員の法令順守を確保するための責任者
- 全事業者が対象

「法令順守規定」を整備

- 法令順守を確保するための注意事項や標準的な業務 プロセス等を記載したもの
- 事業所数が20以上の事業者が対象

「業務執行の状況の監査」を実施

- 外部監査等を実施するもの
- 事業所数が100以上の事業者が対象

届出内容

設置する<u>事業所等の数</u>によって届出事項が異なります。

対象	届出事項	
全ての事業者等	・事業者等の名称または氏名	
	・事業者等の主たる事業所の所在地	
	・事業者等の代表者の氏名、生年月日、住所、職名	
	・「法令順守責任者」の氏名、生年月日	
事業所等の数が 20以上の事業者等 ・上記に加え、「法令順守規定」の概要		
事業所等の数が 100以上の事業者等	・上記に加え、「業務執行の状況の監査の方法」の概要	

■ 事業所等の数とは?

- ・事業所等の数は、その指定を受けたサービス種別ごとに一事業所 等と数えます。
- ・事業所番号が同じでも、サービス種類が異なる場合は、それぞれのサービスごとに事業所数をカウントします。

事業所数は 3ヶ所

届出が義務づけられる事業者の種類

業務管理体制の届出は法律の条文ごと(サービスの種別ごと)に行います。義 務づけられる事業者の種類は、次の5つです。

※ 同一法人であっても、該当する種類が複数にわたる場合は、該当する種類ご とに届出が必要になりますので、ご注意ください。

【障害者総合支援法に基づくもの】

ア 指定障害福祉サービス事業者及び指定障害者支援施設の設置者 イ 指定一般相談支援事業者及び指定特定相談支援事業者

【児童福祉法に基づくもの】

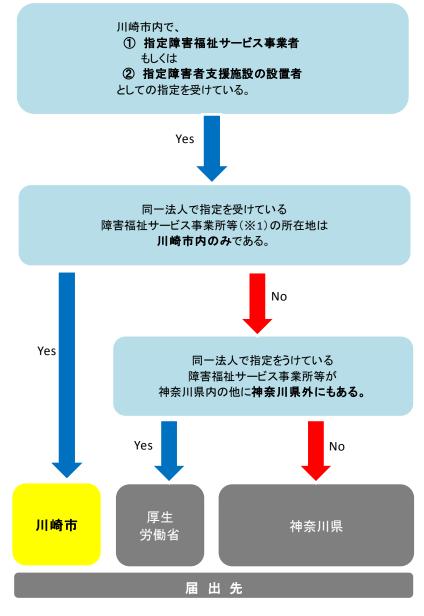
- ウ指定障害児通所支援事業者
- 工指定障害児入所施設等の設置者
- 才指定障害児相談支援事業者

		事業者の種類	指定サービス
障害者総合支援法	ア	指定障害福祉サービス事業者 及び 指定障害者支援施設の設置者	11 居宅介護、12 重度訪問介護、13 行動援護 14 重度包括、15 同行援護、21 療養介護、22 生活介護 24 短期入所、32 障害者支援施設、33共同生活援助 34 宿泊型自立訓練、41 自立訓練(機能訓練) 42 自立訓練(生活訓練)、43 就労移行支援 44 就労移行支援(養成施設)、45 就労継続支援(A型) 46 就労継続支援(B型)
	1	指定一般相談支援事業者 及び 指定特定相談支援事業者	52 計画相談支援、53 地域移行支援、54 地域定着支援
児童福祉法	ゥ	指定障害児通所支援事業者	61 児童発達支援、62 医療型児童発達支援 63 放課後等デイサービス、64 保育所等訪問支援
	I	指定障害児入所施設等の設置者	71 障害児入所、72 医療型障害児入所支援
	オ	指定障害児相談支援事業者	55 障害児相談支援

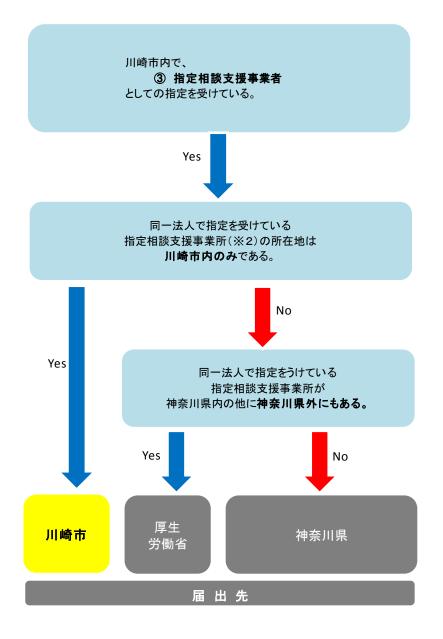
届出先

- ① 指定障害福祉サービス事業者
- ② 指定障害者支援施設の設置者

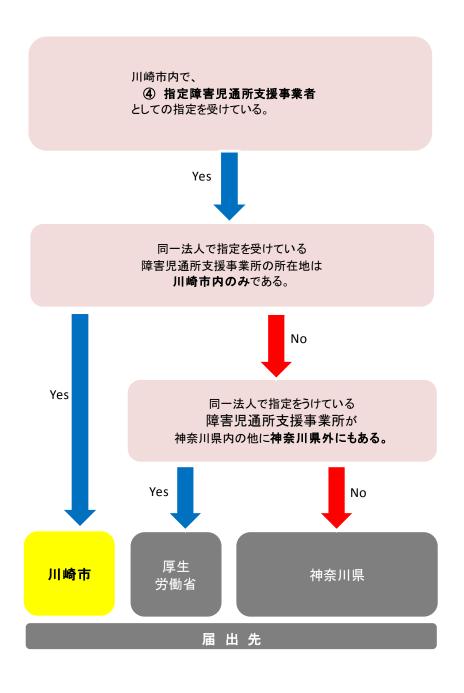
事業所の所在地によって届出先が決まります。以下のフローチャートで届出先をご確認ください。

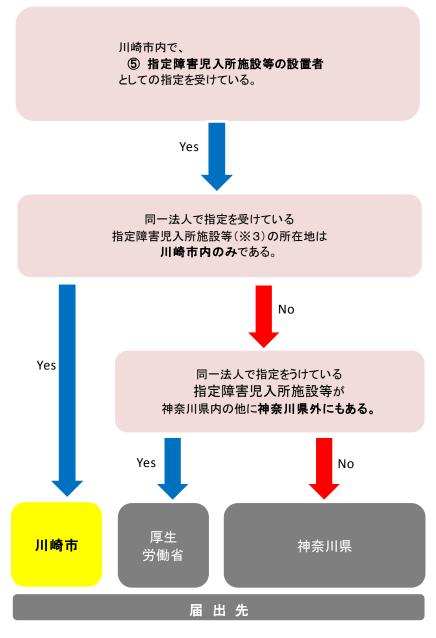


※1 この場合における障害福祉サービス事業所等とは、 「障害福祉サービス事業所および障害者支援施設」のことを指しています。

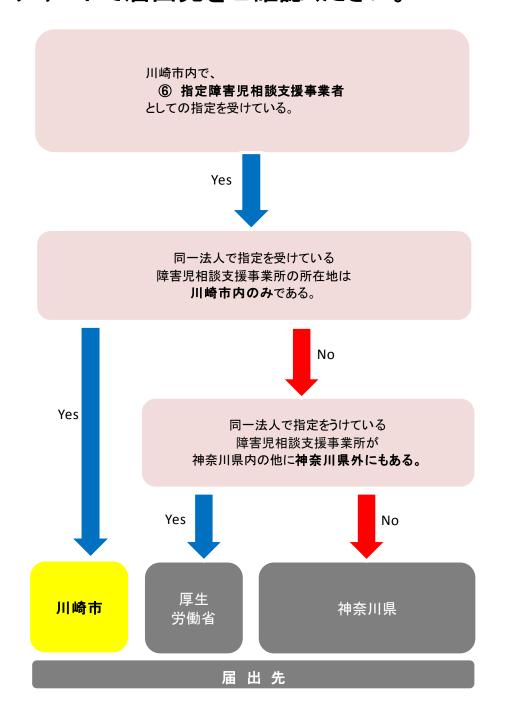


※2 この場合における指定相談支援事業所とは、 「計画相談支援事業所、地域移行支援事業所、地域定着支援事業所」のことを指しています。





※3 この場合における指定障害児入所施設等とは、 「障害児入所施設および医療型障害児入所施設」のことを指しています。



【川崎市】

川崎市 健康福祉局障害保健福祉部 障害計画課事業者指導担当 〒 210-8577 神奈川県川崎市川崎区宮本町1番地 TEL:044-200-0082

【神奈川県】

神奈川県 保健福祉局福祉部 障害サービス課監査グループ 〒 231-8588 神奈川県横浜市中区日本大通1 TEL: 045-210-4736

【厚労省】

厚生労働省 社会・援護局障害保健福祉部 企画課 給付管理係 〒 100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2 中央合同庁舎第5号館5階 TEL:03-5253-1111(内線3009)

届出様式

届出が必要となる事由によって、届出様式が異なります。詳細は以下をご確認ください。

届出が必要となる事由	届出様式
① 【新規届出】 ※ 全事業者が対象です。	第1号様式
②【届出先区分変更】 ※ 事業所の指定等により事業展開地域が変更となった場合等が該当します。 ※ 届出先については、前出のフローチャートでご確認ください。	第1号様式
③ 【届出事項の変更】 ※ 既に届出済の内容が変更となる場合が該当します。	第2号様式